

# 指定居宅介護支援事業重要事項説明書

＜富士宮市指定第 2272100021 号＞

社会福祉法人 岳南厚生会  
在宅介護支援センター高原荘

当事業所は介護保険の指定を受け、ご契約書に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は条件により可能です。

## ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者の概要
2. 居宅介護支援の概要
3. 利用料金
4. サービスの終了について
5. 苦情の受付について
6. 医療との連携
7. 非常災害対策
8. 緊急時及び事故発生時の連絡
9. 虐待防止
10. 感染症対策

厚生省令第 38 号 4 条第 1 項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し重要事項の説明は、次のとおりです。

## 1 事業者の概要

### (1) 名称等

名 称	在宅介護支援センター高原荘
所在地	〒418-0024 富士宮市貫戸 103-2
電話番号	0544-23-0486
法人種別及び名称	社会福祉法人 岳南厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	齊藤 文彦
管理者氏名	市川 美紀
介護保険事業所番号	2272100021
指定年月日	平成 11 年 8 月 1 日
サービスを提供する 通常の実施地域	富士宮市、富士市

### (2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1	常勤兼務 1 人	介護福祉士 1 人
介護支援専門員	4	常勤兼務 1 人 常勤専従 2 人 常勤専従 1 人	介護福祉士 1 人 介護福祉士 2 人 栄養士 1 人

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び 12/30～1/3 を除く毎日
営業時間	8:30～17:30

※但し、事前の連絡により、必要な場合は日祭日・時間外でも対応いたします。

※営業時間外の連絡先 (携帯電話：090-2574-0132)

## 2 居宅介護支援の概要

### (1) 居宅介護支援の内容

- ① 要介護認定等の申請代行
- ② 居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス実施確認・給付管理・計画の変更等)
- ④ サービス事業者等との連絡調整
- ⑤ 介護保険施設への紹介
- ⑥ その他

(2) 居宅介護支援の利用に当たって（付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照）

サービス提供に係る申し出等	居宅サービス計画案の作成にあたり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介及びその事業者が選定された理由につき説明を求めることができます。
サービス提供困難時の対応	自ら適切な居宅介護支援の提供が困難であると認めるときは、他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の採用時研修及び継続的な研修を年4回以上行います。
介護支援専門員を変更する場合の対応	当事業所において、自らの事情により担当介護支援専門員をご契約者の了解の上変更する場合があります。又、ご契約者様より変更の申出があった場合、ご協議の上、対応させていただきます。
プライバシーの遵守	契約書における事項の遵守は勿論のこと、遵守事項の掲示等の措置を講じます。
事故発生時の対応	居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家庭に連絡を行い、必要な措置を講じます。又、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行うものとします。
ケアマネジメントの公正中立性の確保	前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合等（別紙）を、説明します。又、利用者は、複数の事業者等の紹介、選定理由の説明を求めることができます。

### 3 利用料金

(1) 利用料 原則として自己負担はありません。

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住所地市町村の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

要介護度	利用料	逡減性を見直しにより、当事業所の一人当たりの担当者数が従前の40人未満から45人未満に見直しされました。
要介護度 1～2	1,086 単位/月	
要介護度 3～5	1,411 単位/月	

**初回加算 300 単位**

当事業所が、新規に居宅サービス計画を作成する場合、または要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に加算します。

**入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位**

入院当日に情報提供（提供方法は問わない）

**入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位**

入院した日の翌日又は翌々日に情報提供（提供方法は問わない）

**退院・退所加算（Ⅰ）イ 450 単位/回**

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

**退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位/回**

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

**退院・退所加算（Ⅱ）イ 600 単位/回**

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

**退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位/回**

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

**退院・退所加算（Ⅲ） 900 単位/回**

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

**ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/回**

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

**緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回**

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

1月に2回を限度として算定できること。

**特定事業所加算（Ⅱ） 421 単位/月**

**特定事業所加算（Ⅲ） 323 単位/月**

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置するとともに24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保するなどの基準に適した場合。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達会議等を目的

とした会議を概ね週1回以上開催している。

- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ・居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会等の実施

### 特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月

特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを取得し、前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

### 特定事業所加算 (A) 100 単位

常勤専従のケアマネージャーを1名以上、非常勤のケアマネージャーを1名以上を配置している。

他事業所と連携し、24時間の連絡体制、利用者等の相談体制の確保

計画的な研修を他の事業所と連携し実施

他の事業所と連携し法定研修等における実習受け入れ、人材育成への協力、または協力体制の確保

他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等の実施

### 通院時情報連携加算 50 単位

医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行ない、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録する。

※富士宮市は地域区分が「7級地」である為、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となります。

#### (2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	通常の実施地域（富士宮市） 無料
上記以外にお住まいの方 （実施地域外）	（介護支援職員があなたのお宅を訪問する場合） 通常の実施地域（富士宮市）を超えた地点から 片道概ね5km未満 無料 片道概ね5km以上10km未満 500円 片道概ね10km以上 1,000円

#### 4 サービスの終了について

(1) あなたの都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解除できますが、次の場合は解約料をいただきます。

①契約後、居宅サービス計画作成段階途中であなたの申し出により解約した場合	介護報酬額に準じた金額
②市町村への居宅サービス計画の届け出終了後に解約した場合	解約料はかかりません
③その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせる場合	①に準じた解約料

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、このサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合はサービス提供の1か月前までに文書であなたに通知すると共に、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

このほか当事業所は、あなたがこの契約を継続しがたいほどの背信行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等を含む）により業務の適正な範囲を超えるような言動による精神的・身体的苦痛を与えた時、直ちにこの契約を解除することができます。

反社会的勢力団体関係者と判明した際には、直ちにこの契約を解除する事ができるものとします。

(3) 自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- ① あなたが介護保険施設等に入院、又は入所した場合。
- ② あなたの要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- ③ あなたが亡くなった場合。

#### 5 苦情の受付について

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

必要な場合は、別紙苦情処理受付表にて市への提出もいたします。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付相談窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 市川 美紀

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富士宮市 保健福祉部 福祉指導課	富士宮市弓沢町150番地 電話番号(0544)22-1114 FAX (0544)22-1277
---------------------	--------------------------------------------------------

静岡県 国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日 2-4-34 電話番号 (054) 253-5590 FAX (054) 251-3445
-----------------	-------------------------------------------------------------

(3) サービスに関する苦情相談は、まず事業者申し出ることになります。

事業者は、苦情受付担当者や責任者をおき、さらに中立な第三者委員を任命し、話し合いによる解決に努めます。

担 当 市川 美紀  
 電 話 0544-23-0486  
 ご利用時間 営業日・営業時間と同様

第三者委員 後藤憲治（税理士） TEL 0544-27-2225

## 6 医療との連携

当事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに取れるよう、利用者が入院した場合には担当ケアマネジャーの指名および連絡先を医療機関にお伝えください。

平時から医療機関との連携促進を図るため、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得てケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 7 非常災害対策

居宅介護支援の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

## 8 緊急時及び事故発生時の連絡

主治医・ご親族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予め担当サービス事業者により確認させていただきます。サービス提供中にお客様の様態の急変等があった場合には当該の連絡先及び居宅介護支援事業所等へ連絡します。

## 9 虐待防止

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

## 10 感染症対策

当事業所では、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、通所介護等の居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

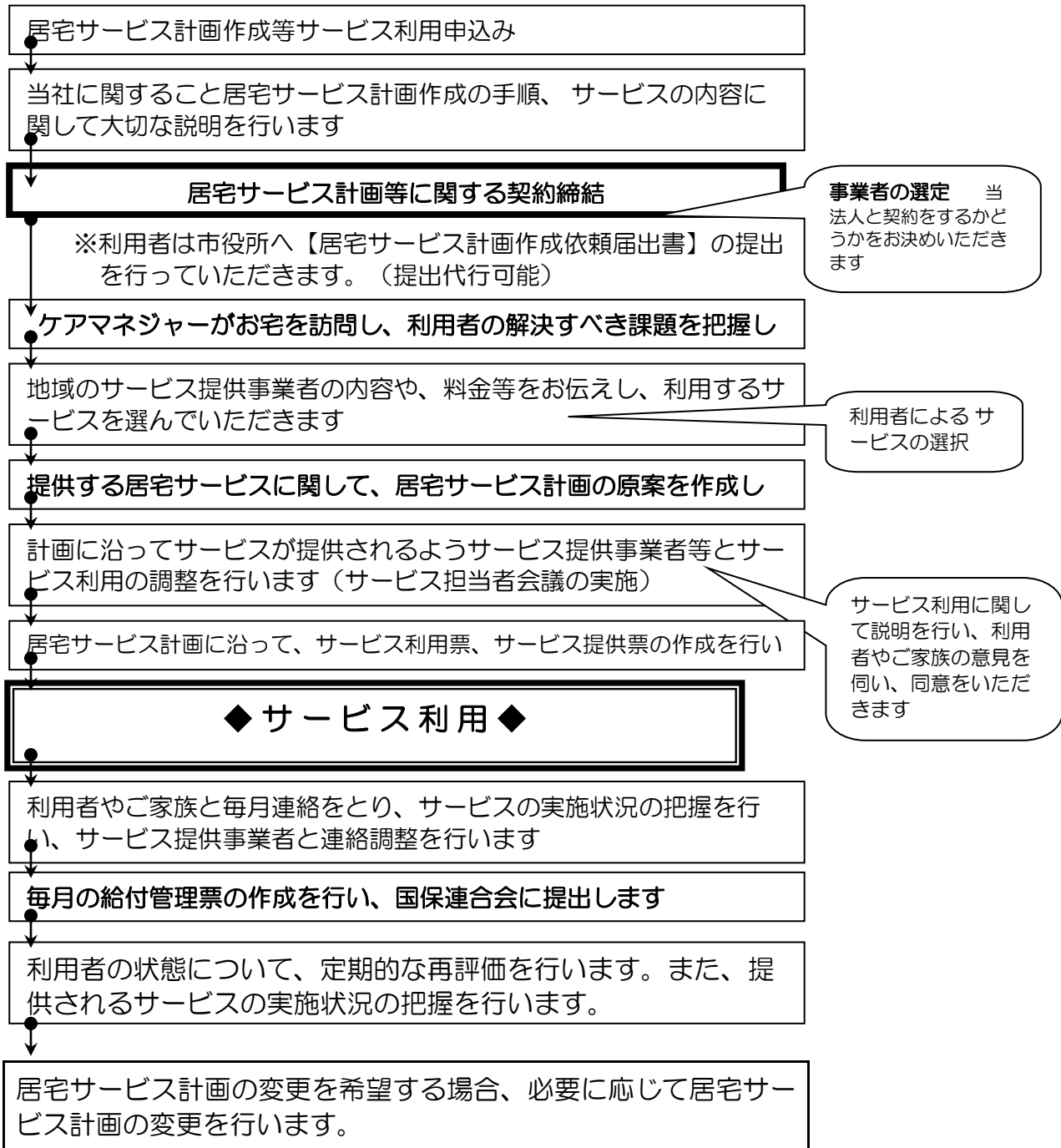
要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。



(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

(事業所)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県富士宮市貫戸103-2

---

名称 在宅介護支援センター高原荘

---

説明者 印

---

(利用者)

この説明により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

---

氏名

---

(代理人)

住所

---

氏名

---